

○神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則

平成31年3月7日

規則第2号

神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則（平成16年神崎町規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成31年神崎町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全基準）

第2条 条例第6条に規定する規則で定める安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 条例第6条に規定する規則で定める安全基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、改良土（土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加してその性状を改良したものをいう。）を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。
- 3 第2条第1項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

（公共的団体の範囲）

第3条 条例第7条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び成田国際空港株式会社
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けたもの

2 前項第7号の町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定・不認定通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（法令等に基づき許可又は認可を要する行為）

第4条 条例第7条第1項第2号の法令等に基づき許可又は認可を要する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- (3) 土地改良法に基づく土地改良事業
- (4) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- (5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による民有林における許可を要する開発行為並びに同法第31条に規定する保安林予定森林、第34条第2項に規定する保安林及び第44条に規定する保安施設地区における許可を要する行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為
- (8) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- (10) 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- (11) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項に規定する特別地域内及び第21条第3項に規定する特別保護地区内における許可を要する行為
- (12) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- (13) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による宅地造成工事規制区域内における許可を要する宅地造成
- (14) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項に規定する河川区域内の土地、第55条第1項に規定する河川保全区域内、第57条第1項に規定する河川予定地及び第58条の4第1項に規定する河川保全立体区域内における許可を要する行為
- (15) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域内並びに同条第2項に規定する当該区域外の区域内における許可を要する開発行為
- (16) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- (17) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (18) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- (19) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を要する行為
- (20) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- (21) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- (22) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項に規定する土地区画整理促進区域

内及び同法第67条第1項に規定する施行地区内における許可を要する行為

(23) 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為

(24) 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

(25) 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

（適用除外）

第5条 条例第7条第1項第4号の規定による町長が許可の必要がないと認める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 自己の居住する住宅建設の用に供するため、採取土砂のみを用いて自己の宅地に埋立て等を行う事業で、採取土砂による埋立て等を行う面積が1,000平方メートル未満の事業であつて最大高さが1メートル未満の事業

(2) 土地の整地を行う場合であつて、当該整地を行う区域以外からの土砂等の搬入を伴わない事業

(3) 自らの耕作の用に供するため、所有権その他の耕作に関する権原を有する農地に自ら採取土砂により客土する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長がこれらと同等と認める事業

（事前協議）

第6条 条例第9条に規定する事前協議を行おうとする事業主等は、条例第10条第1項又は第2項に規定する申請の前に、特定事業事前協議書（別記第3号様式）の正本及び副本に次に掲げる書類及び図面を添えて町長に提出して協議しなければならない。

(1) 特定事業計画書（事前協議用）（別記第4号様式）

(2) 次条第2項第8号から第16号まで、第18号から第21号まで、第24号及び第32号に掲げる書類及び図面

(3) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図）

(4) 特定事業場から300メートル以内の範囲に居住する関係地区住民への説明会実施時の住民説明会等報告書（別記第5号様式）

(5) 特定事業場から300メートル以内の範囲の土地に関係する別表第2に定める地区の代表者からの区長同意書（別記第6号様式）

(6) 条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面

(7) その他町長が必要と認める書類及び図面

2 町長は、条例第9条に規定する事前協議が整ったときは、特定事業事前協議済書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

3 条例第9条に規定する事前協議の期間は、特定事業事前協議書（別記第3号様式）を受理した日から2年以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により事前協議の延長を申し出ようとする者は、特定事業事前協議延長申出書（別記第8号様式）により、当該協議の延長の申し出を行わなければならない。

5 町長は、前項に規定する申出書を受理し、その可否を決定したときは、特定事業事前協議延長決定通知書（別記第9号様式）により、当該申出をした者に通知するものとする。

（特定事業の許可申請）

第7条 条例第10条第1項及び第2項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（別記第10号様式）とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（事業主等が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）

(2) 事業主等の印鑑登録証明書（事業主等が法人である場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）

(3) 事業主等が条例第11条第1項第1号アからクまでに該当しない者であることを誓約する誓約書（別記第11号様式）

(4) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し

(5) 前号の法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し

(6) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し

(7) 事業主等に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

(8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(9) 特定事業場及び特定事業区域の求積図

(10) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。）（一時堆積特定事業にあつては、土砂等の堆積が最大となつた場合の当該

堆積の構造が確認できるもの)

- (11) 特定事業場及びその周辺の土地の登記事項証明書
- (12) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (13) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (14) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (15) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (16) 特定事業の施行の方法及び工程、施行に係る組織その他町長が指示する事項を記載した特定事業施行計画書
- (17) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第12号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第13号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (18) 特定事業に係る排水計画書（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合にあつては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、調整池等の設置が必要な場合にあつては、当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面）
- (19) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (20) 特定事業区域内で採水するための方法を記載した書面
- (21) 土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算を行つた場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (22) 前条第2項に規定する特定事業事前協議済書（別記第7号様式）
- (23) 特定事業にあつては、特定事業場から300メートル以内の範囲の区域に居住する者の特定事業場周辺世帯数調査書（別記第14号様式）
- (24) 特定事業が第4条各号に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に係る許可若しくは認可指令書又は受理通知書等の写し
- (25) 埋蔵文化財所在の有無に関する書類
- (26) 土地改良区等の意見書
- (27) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあつては、占用許可書等の写し

- (28) 事業主等のうち事業主と特定事業を行う者が異なる場合にあつては、特定事業に係る請負契約書の写し
- (29) 現場責任者であることを証する書面
- (30) 事業主等に対し関係地域住民等から周辺地域の環境保全上特定事業の施行に当たり事業主等が遵守すべき事項にも関する協定の締結の申出があり、協定を締結したときは、協定書の写し
- (31) 特定事業に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書面（地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第12号様式）、地質分析（濃度）結果証明書（別記第13号様式）及び当該土砂等の土砂等発生元証明書（別記第15号様式）
- (32) 特定事業に使用される土砂等が採取土砂の場合にあつては、それを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第16号様式）
- (33) その他町長が必要と認める書類及び図面

3 条例第10条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地並びにその役員の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称）
- (2) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称
- (3) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名、住所、生年月日及び性別、その法人の発行済株式の総数、これらの者が保有する株式の数及びその法人の発行済株式の総数に対するこれらの者が保有する株式の数の割合又はその法人の出資の総額、これらの者の出資の額及びその法人の出資の総額に対するこれらの者の出資の額の割合
- (4) 事業主等に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所、生年月日、性別及び役職名又は呼称

4 条例第10条第1項第12号の承諾書は、印鑑登録をされている印を押印した隣接土地所有者承諾書（別記第17号様式）とし、当該印に係る印鑑登録証明書を添付するものとする。

5 条例第10条第1項第13号の承諾書は、周辺住民同意書（別記第18号様式）とする。

6 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号から第13号まで、第16号から第22号まで及び第24号から第32号までに掲げる書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

7 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）

(2) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名

(3) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

(4) 事業主等に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

(5) 特定事業の期間

8 条例第10条第3項の届出書は、特定事業計画届出書（別記第19号様式）とする。

9 条例第10条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号から第19号まで、第24号から第27号まで及び第32号に掲げる書類及び図面

(2) その他町長が必要と認める書類及び図面

10 第2項第17号に規定する書類及び図面を作成するために行う特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

面積	区域数
3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9



8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに同表に掲げる測定方法により行うこと。

(使用人)

第8条 条例第11条第1項第1号カ及びキに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(許可又は不許可の決定)

第9条 町長は、条例第10条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業（一時堆積特定事業）許可・不許可通知書（別記第20号様式）により事業主等に通知するものとする。

(構造上の基準)

第10条 条例第11条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(変更の許可申請)

第11条 条例第12条第1項の規定により許可に係る事業内容の変更の許可を受けようとする事業主等は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書（別記第21号様式）に、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものを添えて申請するものとする。

2 第9条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項中「特定事業（一時堆積特定事業）許可・不許可通知書（別記第20号様式）」とあるのは、「特定事業（一時堆積特定事業）変更許可・不許可通知書（別記第22号様式）」と読み替えるものとする。

(事業の開始届)

第12条 条例第13条の規定による届出は、特定事業開始届（別記第23号様式）を提出して行わなければならない。

（施行基準）

第13条 条例第14条に規定する規則で定める施行基準は、別表第5のとおりとする。

（標識）

第14条 条例第15条の規定により特定事業区域の周囲に特定事業に関する標識（別記第24号様式）を設置するものとする。

（土砂等の搬入の届出）

第15条 条例第16条の届出書は、土砂等搬入届（別記第25号様式）とし、事業主等は、特定事業に使用する土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、当該届出書により届け出なければならない。

2 条例第11条第1項第5号の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第15号様式）とする。

3 条例第11条第1項第4号の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、検査試料採取調書（別記第12号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第13号様式）とする。

4 前項の地質分析（濃度）結果証明書（別記第13号様式）を作成するために行う土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第16条第1号の土砂等が公共特定事業により発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該公共特定事業を発注した者が発行した公共特定事業土砂等発生元証明書（別記第26号様式）とする。

6 条例第16条第2号の土砂等が採取土砂であつて、採取土砂であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第16号様式）とする。

（土砂等管理台帳）

第16条 条例第17条第1項及び第2項の土砂等管理台帳（第4項において「管理台帳」という。）は、土砂等管理台帳（別記第27号様式）とする。

2 条例第17条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可事業主等の事業者名
- (2) 特定事業の許可の番号

- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可の期間
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約において、土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受注者の氏名又は名称

3 条例第17条第2項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 特定事業に使用される土砂等の年間の搬入量及び搬出量

4 管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における条例第17条第1項各号又は第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第17条 条例第17条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（条例第19条第1項の規定による廃止の報告又は休止の報告若しくは条例第20条の規定による完了の報告を行つた場合にあつては、町長が指定する期日）に特定事業状況報告書（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。この場合において、当該報告が一時堆積特定事業に係るものであるときは、その報告書は、一時堆積特定事業状況報告書（別記第29号様式）とする。

2 条例第17条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるもの（一時堆積特定事業である場合は、第1号に掲げるものを除く。）とする。

- (1) 特定事業区域の求積図（当該月における特定事業の施行に係るものに限る。）
- (2) 特定事業区域（一時堆積特定事業にあつては、特定事業場）の平面図及び断面図（当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 当該月における特定事業に使用された土砂等の量の計算書  
（地質検査等）

第18条 条例第18条第1項の地質検査（以下「地質検査」という。）は、特定事業を開始した日から1月ごと（条例第19条第1項の規定による廃止の報告又は休止の報告若しくは条例第2

0条の規定による完了の報告を行つた場合にあつては、町長が指定する期日)に当該1月を経過した日から1週間以内に、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から、5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあつては、町長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、地質検査は、前項の規定にかかわらず、一時堆積特定事業を開始した日から1月ごと(条例第19条第1項の規定による廃止の報告又は休止の報告若しくは条例第20条の規定による完了の報告(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))を行つた場合にあつては、町長が指定する期日)に当該1月を経過した日から1週間以内に前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第18条第1項の規定による水質検査(次条において「水質検査」という。)は、特定事業を開始した日から1月ごと(条例第19条第1項の規定による廃止の報告又は休止の報告若しくは条例第20条の規定による完了の報告を行つた場合にあつては、町長が指定する期日)に、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第19条 条例第18条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から2月以内(条例第19条第1項の規定による廃止の報告又は休止の報告若しくは条例第20条の規定による完了の報告を行つた場合にあつては、町長が指定する期日)に、特定事業地質等検査結果報告書(別記第30号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 地質検査に使用した土砂等及び水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第1項第3号の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書（別記第12号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第13号様式）
- (3) 前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第12号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記第31号様式。環境計量士の発行したものに限る。）（廃止等に係る届出）

第20条 条例第19条第1項の届出書は、特定事業廃止・休止届出（別記第32号様式）とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可届出事業主等の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 特定事業の許可の期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した年月日
- (6) 土砂等の搬入計画量及び搬入実績
- (7) 特定事業を廃止し、又は休止した特定事業区域の構造
- (8) 特定事業を廃止し、又は休止した特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置

3 条例第19条第1項の規則で定める図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業を廃止し、又は休止した特定事業区域の求積図
- (2) 特定事業を廃止し、又は休止した特定事業区域の平面図及び断面図

4 休止した特定事業を再開する際は、特定事業再開届出書（別記第33号様式）により町長に提出するものとする。

（完了の届出等）

第21条 条例第20条の規定による届出は、特定事業完了後7日以内に、特定事業完了報告書（別記第34号様式）により行うものとする。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可届出事業主等の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可及び特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間及び完了年月日
- (4) 完了した特定事業に使用した土砂等の搬入実績

3 条例第20条第1項の規則で定める図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業を完了した特定事業区域の求積図
- (2) 特定事業を完了した特定事業区域の平面図及び断面図  
(終了の届出等)

第22条 条例第21条の規定による届出は、特定事業終了届出書（別記第35号様式）により行うものとする。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可届出事業主等の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可及び特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造
- (5) 特定事業を終了した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置
- (6) 特定事業を終了しようとする場合の工程

3 条例第21条第1項の規則で定める図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の求積図
- (2) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の平面図及び断面図  
(譲受けの許可等)

第23条 条例第24条第2項の申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記第36号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする者の住民票の写し（譲り受けようとする者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書及び役員住民票の写し）
- (2) 譲り受けようとする者が条例第11条第1項第1号アからクまでに該当しない者であることの誓約書（別記第11号様式）
- (3) 譲り受けようとする者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し
- (4) 前号の法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員住民票の写し
- (5) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し

- (6) 事業主等に第8条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (7) 譲受けの相手方が発行する譲り受けることを証する書面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 通知は、特定事業譲受け許可・不許可通知書（別記第37号様式）により行うものとする。

（地位継承の届出）

第24条 条例第24条第6項及び第25条第2項の規定による届出は、特定事業継承届（別記第38号様式）により行うものとする。

（停止命令）

第25条 条例第26条第1項の規定による停止及び措置命令は、特定事業停止命令書（別記第39号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するものについては、口頭により行うものとする。

（改善勧告）

第26条 条例第26条第2項の規定による勧告は、特定事業改善勧告書（別記第40号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するものについては、口頭により行うものとする。

（改善命令）

第27条 条例第26条第3項の規定による改善命令は、特定事業許可改善命令書（別記第41号様式）によりそれぞれ行うものとする。ただし、緊急を要するものについては、口頭により行うものとする。

（廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第28条 条例第28条に規定する措置命令は、廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令書（別記第42号様式）により行うものとする。

（許可の取消しの通知等）

第29条 条例第27条第1項の規定による許可の取消しの通知及び同条第2項の措置命令は、特定事業許可取消通知書（別記第43号様式）により行うものとする。

（検査費用の負担）

第30条 町長は、条例第32条第1項の規定による立入検査を必要と認めるときは、立入検査を行うものとし、その検査に係る費用が発生した際は、事業主等の負担とする。

（身分証明書）

第31条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第44号様式）とする。

（公表の方法）

第32条 条例第33条の規定による公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧規則の規定により、事業について許可を受け、又は届出に係る期間が終了するまでの間は、この規則の規定にかかわらず、旧規則の例により当該許可又は届出に係る事業を行うことができる。

別表第1（第2条、第7条、第15条、第18条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号）に定める方法
全シアン	検液中検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうち（メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき	規格54に定める方法



	0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法

ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	環境基本法第十六条の規定に基づ く水質汚濁に係る環境上の条件の うち、地下水の水質汚濁に係る環境 基準について（平成9年環境庁告示 第10号）付表に掲げる方法
1、2-ジクロ ロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1又は5.3.2 に定める方法
1、1-ジクロ ロエチレン	検液1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1、2- ジクロロエチレ ン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
1、1、1-ト リクロロエタン	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
1、1、2-ト リクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
トリクロロエチ レン	検液1リットルにつき 0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
テトラクロロエ チレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
1、3-ジクロ	検液1リットルにつき	日本工業規格K0125の5.1、

ロプロペン	0.002ミリグラム以下	5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、 5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67. 4に定める方法
水素イオン濃度	4.0以上8.5以下	規格12.1に定める方法
塩化物イオン濃度	検液1リットルにつき5 00ミリグラム以下	規格35に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定 める方法又は規格34.1c) (注(6) 第3文を除く。)に定める方法 (懸 濁物質及びイオンクロマトグラフ 法で妨害となる物質が共存しない 場合にあつては、これを省略するこ とができる。)及び昭和46年環境 庁告示第59号付表6に掲げる方 法
ほう素	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47. 4に定める方法
1、4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
  - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
  - (2) 純水又は塩化カリウム液（1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてpH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）
  - (3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
  - (4) 結果にはpH(H<sub>2</sub>O)又はpH(KCl)と付記し、測定条件を明確にする。

別表第2（第6条関係）

地区名	地区名	地区名
神崎本宿1区	今	成城台
神崎本宿2区	高谷	四季の丘
神崎本宿3区	武田	藤の台
神崎本宿4区	新	
神崎本宿5区	毛成	
神崎神宿	古原	
松崎	植房	
向野	立野	
小松	大貫	
並木	郡	

別表第3（第10条関係）

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

2 著しく傾斜している土地において特定事業を施行する場合にあつては、特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3 特定事業の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の区分に応じ、それぞれ特定事業の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

区分	特定事業の高さ	のり面の勾配
土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	10メートル以下	30度以下の勾配

4 特定事業の高さは、特定事業が接する前面の公道（土砂等の搬入口に接する公道をいう。）を基点（当該搬入口と当該公道が接する地点）として、2メートル以内とすること。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

5 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあつては、特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4（第10条関係）

1 特定事業区域と隣接地との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5,000平方メートル未満	4メートル以上
5,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等の堆積ののり面の勾配は、30度以下の勾配であること。

別表第5（第13条関係）

特定事業区域及び周辺地域に溢水等による被害が生じないようにすること。	埋立て及び盛土又は堆積行為	特定事業区域に排水溝を設け、雨水等の適切な排水を行うこと。	
特定事業に伴う隣地境界との段差、土留等について必要な措置を講ずること。	埋立て及び盛土	隣地境界との段差	0.5メートル以内。ただし、安全性が確認された場合は、2.5メートルまで
		土留の高さ	板又はコンクリート製で埋立て及び盛土の高さ以上
		のり面	勾配は、30度以内とし、十分に突き固め、芝張りその他必要な措置を講ずること。
	堆積行為	転地替えのための掘削	地表から1.5メートル以内
堆積の高さ		2.5メートル以内	
土留柵の高さ		隣地境界から1.8メートル以上のところに1.0メートル以上	
	堆積の期間	搬入日より3月以内	
特定事業区域に柵又は塀を設置	埋立て及び盛土	塀（人家及び道路	材質 板又はトタンと同程度又はより強度なもの

すること。	等に面する部分)	高さ	1. 2メートル以上
		杭の間隔	1. 8メートル以内
		鉄線	高さ
	杭の間隔	1. 8メートル以内	
	鉄線の 間隔	1. 8メートル以内とし、たすき掛を行うこと。	
	堆積行為	塀	材質
高さ			堆積高に対して0. 2メートルを超える高さ
杭の間隔			0. 9メートル以内

※作業中は、監視員を配置すること。

※場内での作業時間は、原則として8時から17時までとする。ただし、4月1日から9月30日までは、終了時間を延長（1時間）できる。

別記第1号様式(第3条関係)

公共的団体認定申請書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

申請者 主たる事業所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち国又は地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円( 年 月 日現在)
- (2) 国又は地方公共団体別出資金額

国・地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表



別記第2号様式(第3条関係)

公共的団体認定・不認定通知書

第 号  
年 月 日

主たる事業所の所在地

名称及び代表者の氏名

神崎町長



年 月 日付けで申請のあった団体について公共的団体として下記のとおり(認定した・不認定とした)ので通知します。

記

1 認定

(1) 認定番号 公共的団体 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日

2 不認定

理由

※この通知書に記載されている内容に不服がある場合、この決定通知を受け取った翌日から3箇月以内に神崎町長に対し審査請求をすることができます。

別記第3号様式(第6条関係)

(表)  
特定事業事前協議書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業主 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話 \_\_\_\_\_  
事業施行者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第9条の規定により、関係図書を添えて協議します。

記

- 1 特定事業の名称
- 2 特定事業の目的
- 3 特定事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地目		面積 (㎡)	土地所有者の 氏名	都市計画 用途区域
所	在 地 番	登 記	現 況			
合 計		筆				

(裏)

4 添付書類

- (1) 特定事業計画書(事前協議用)(別記第4号様式)
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業場及び特定事業区域の求積図
- (4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)(一時堆積特定事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるもの)
- (5) 特定事業区域及びその周辺の土地の登記事項証明書
- (6) 特定事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (8) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 特定事業の施行の方法及び工程、施行に係る組織その他町長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (11) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (12) 特定事業区域内で採水するための方法を記載した書面
- (13) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (14) 特定事業が第4条各号に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (15) 特定事業に使用される土砂等が許認可土砂等の場合にあつては、それを証する土砂等売渡・譲渡証明書(別記第16号様式)
- (16) 第6条第1項第3号から第7号までの書類及び図面
- (17) 第7条第2項第18号の特定事業に係る排水計画書

別記第4号様式(第6条関係)

特定事業計画書(事前協議用)

特定事業の区分	埋立て及び盛土・堆積
特定事業概要 (のり面処理、排水計画、埋立高等)	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所及び発生形態	
総搬入量	m <sup>3</sup>
1日当たりの最大搬入量	t車 台 m <sup>3</sup>
跡地利用計画	
生活環境の保全対策 防災対策	
他の法令等の許認可等・届出を要する場合は、その法令等と許認可等・届出の状況	
その他	

別記第5号様式(第6条関係)

住民説明会等報告書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者	住 所
	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話番号
施行者	住 所
	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話番号
土地所有者	住 所
	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
	電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の特定事業について、特定事業場の周辺関係者に説明会を行いましたので、その内容について、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定事業の名称
- 2 特定事業の目的
- 3 特定事業区域の位置
- 4 特定事業区域の規模(面積等)
- 5 説明会の日時及び場所
- 6 説明会及び説明を受けた者(別紙出席者名簿のとおり)
- 7 説明会の内容その他の記録(別紙のとおり)

別記第6号様式(第6条関係)

区長同意書

事業主等( )の施行する特定事業場の周辺に居住する区の代表者として、その施行について異議がないので同意します。

また、同意の前提として、次の事項を事業主等から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定事業区域(一時堆積特定事業にあつては、事業場)の位置及び面積
- 2 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 3 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- 4 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 5 特定事業の期間
- 6 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- 7 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

区の代表者

住 所

氏 名



電 話

別記第7号様式(第6条、第7条関係)

特定事業事前協議済書

第 号  
年 月 日

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
施 行 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

神崎町長



年 月 日付けで提出のあった特定事業計画書については、協議が整った  
ので、通知します。

別記第8号様式(第6条関係)

特定事業事前協議延長申出書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業主	住所 _____
	氏名 _____ (印)
	電話 _____
事業施行者	住所 _____
	氏名 _____ (印)
	電話 _____
土地所有者	住所 _____
	氏名 _____ (印)
	電話 _____

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで開始した特定事業事前協議について、下記の理由により協議の延長を申し出ます。

記

1 理由

2 協議を延長しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで



別記第9号様式(第6条関係)

特定事業事前協議延長決定通知書

第 号  
年 月 日

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
施 行 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

神崎町長



年 月 日付で申出のあった特定事業に係る事前協議の延長については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定事項

2 決定理由

別記第 10 号様式(第 7 条関係)

特定事業(一時堆積特定事業)許可申請書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 施行者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 土地所有者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業(一時堆積特定事業)の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の位置及び面積	番地 ほか _____ 筆	特定事業区域の面積 実測 _____ m <sup>2</sup>
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおりに		
現場責任者の職名及び氏名 _____		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおりに (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合・・・別添図面のとおりに)		
特定事業に使用される土砂等の量及び期間 (一時堆積特定事業にあつては年間搬入、搬出予定量)	土砂等の量 m <sup>3</sup> 年 月 日 ~ 年 月 日 年間の搬入予定量 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup> 年間の搬出予定量 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup>	
特定事業が完了した場合の事業区域の構造。一時堆積特定事業にあつては、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面のとおりに		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙のとおりに		
特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造・・・別添図面のとおりに		
特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業の使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ・・・別添図面のとおりに		
一時堆積特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置・・・別添図面のとおりに		

事業主等が条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
フリガナ 名称及び代表者の氏名		主たる事業所の所在地	
役員			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	

事業主等が法人である場合

事業主等				
フリガナ 名称及び代表者の氏名		主たる事業所の所在地		
役員				
フリガナ 氏名	生年月日		性別	住所
	役職名・呼称			
			男・女	
			男・女	
			男・女	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株		出資の総額
フリガナ 氏名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の額	住所
			割合	
		男・女		
		男・女		
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)				
フリガナ 氏名	生年月日		性別	住所
	役職名・呼称			
			男・女	
			男・女	

事業主等が個人である場合

事業主等			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
		男・女	
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	



別記第 11 号様式(第 7 条、第 23 条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業主等 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第11条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当せず、将来にわたっても該当することがないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のため、許可申請書に記載の個人情報を神崎町が警察に照会することについて、当該個人情報に係る個人の同意を得ています。

この誓約が、虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、土地の埋立て等の事業に係る許可が取り消される等、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

条例第11条第1項第1号アからクまでの内容

- ア 第26条又は第28条の規定による命令等を受け、必要な措置を完了していない者
- イ 第27条の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者  
(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る神崎町行政手続条例(平成8年神崎町条例第12号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)であつた者で、当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
- ウ 特定事業の施行に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- エ 神崎町暴力団排除条例(平成24年神崎町条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- オ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するもの
- カ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- キ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第 12 号様式(第 7 条、第 15 条、第 19 条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

事業者住所  
所属  
職氏名 (印)  
電話番号

別添地質分析(濃度)結果証明書(排水汚染状況測定(濃度)結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質(表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 排水(定期・廃止・完了・終了)
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合の採取深度	

注 検体区分及び番号欄には、この調書に係る地質分析(濃度)結果証明書、排水汚染状況測定(濃度)結果証明書に記載された番号等を記載すること。



別記第13号様式(第7条、第15条、第19条関係)

地質分析(濃度)結果証明書						
様					年 月 日	
発行番号 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士						
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)						
計量の対象	単位	測定値	定 量 下 限 値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38(38. 1. 1の方法を除く。)	
有機 <sup>りん</sup> 燐	mg/l			不検出	昭和49. 環告第64号付表1 日本工業規格 K0102 31. 1のガスクロマトグラフ以外のもの	
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65. 2	
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46. 環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表2, 昭和49. 環告第64号付表3	
PCB	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5	
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 3. 2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46. 環告第59号付表4	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46. 環告第59号付表5第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46. 環告第59号付表5第1, 第2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2	
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67. 2, 67. 3, 67. 4	
水素イオン	—			4.0~9.0	日本工業規格 K0102 12. 1	
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34. 1, 34. 4, 34. 1c)及び昭和46. 環告第59号付表6	
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47. 1, 47. 3, 47. 4	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表7	
農 用 地 田 に 限 る	砒素	mg/kg		15	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
	銅	mg/kg		125	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条	
検体の性状		形状		色	に 関 係 有 無	
備 考	発生場所： 発生事業者名：				工事名：	

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：



別記第 15 号様式(第 7 条、第 15 条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者

様

発生元事業者 住 所

事業者名

代表者又は

現場責任者の氏名

㊦

次のとおり搬出する残土等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂であることを証明します。

なお、これらの残土等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事名	
工事施行場所	
発注者	
工事施行期間	
当該工事に係る残土等発生総量	m <sup>3</sup> (うち搬出契約量 m <sup>3</sup> )
今回の証明に係る残土等の量	m <sup>3</sup> (5,000m <sup>3</sup> 以内)
発生残土等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発生残土等の区分	
発生残土等の運搬契約者名	住所 氏名
	住所 氏名
	住所 氏名
一時堆積特定事業場を経由する 場合にあつては、一時堆積特定 事業者名	住所 氏名

別記第 16 号様式(第 7 条、第 15 条関係)

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者 住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

(特定事業者 \_\_\_\_\_) が神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第 2 条第 5 号に規定する特定事業区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の許認可等を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

許認可採取場の位置	
採取計画許認可番号	
許認可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
許認可採取量	m <sup>3</sup>
特定事業区域の位置	
売渡し又は譲渡しの土量	m <sup>3</sup>
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ~ 年 月 日

別記第 17 号様式(第 7 条関係)

隣接土地所有者承諾書

事業主等( )の施行する特定事業場に隣接する土地の所有者として、その施行について異議がないので承諾します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	適用

また、承諾の前提として、次の事項について事業主等から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定事業区域(一時堆積特定事業にあつては、事業場)の位置及び面積
- 2 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 3 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- 4 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 5 特定事業の期間
- 6 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- 7 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

別記第 18 号様式(第 7 条関係)

周辺住民同意書

事業主等( )の施行する特定事業場の周辺に居住する世帯主として、その施行について異議がないので同意します。

また、同意の前提として、次の事項を事業主等から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定事業区域(一時堆積特定事業にあつては、事業場)の位置及び面積
- 2 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- 3 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- 4 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 5 特定事業の期間
- 6 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- 7 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

世帯主 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話 \_\_\_\_\_

別記第 19 号様式(第 7 条関係)

(表)  
特定事業計画届出書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施 行 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業(一時堆積特定事業)を次のとおり実施いたしますので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

特定事業区域の 位置及び面積	番地 ほか _____ 筆	特定事業区域の面積 実測 _____ m <sup>2</sup>
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり		
現場責任者の職名及び氏名		
特定事業に使用される土砂等 の量及び期間	土砂等の量 _____ m <sup>3</sup> 年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙のとおり		
特定事業が施行されている間において、特定事業区域外への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり		
特定事業後の跡地利用		

(裏)

添付書類

- (1) 住民票の写し(事業主等が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)
- (2) 事業主等の印鑑登録証明書(事業主等が法人である場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書)
- (3) 事業主等が条例第11条第1項第1号アからクまでに該当しない者であることを誓約する誓約書(別記第11号様式)
- (4) 事業主等が条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書)
- (5) 前記の法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- (6) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときにあつては、これらの者の住民票の写し
- (7) 規則第8条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (9) 特定事業場及び特定事業区域の求積図
- (10) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)(一時堆積特定事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるもの)
- (11) 特定事業場及びその周辺の土地の登記事項証明書
- (12) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (13) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (14) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (15) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁護の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (16) 特定事業の施行の方法及び工程、施行に係る組織その他町長が指示する事項を記載した特定事業施行計画書
- (17) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書(別記第12号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第13号様式)
- (18) 特定事業に係る排水計画書(湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合にあつては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、調整池等の設置が必要な場合にあつては、当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面)
- (19) 特定事業場への土砂等の搬入経路図
- (20) 特定事業が条例第4条各号に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に係る許可若しくは認可指令書又は受理通知書等の写し
- (21) 埋蔵文化財所在の有無に関する書類
- (22) 土地改良区等の意見書
- (23) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあつては、占用許可書等の写し
- (24) 特定事業に使用される土砂等が採取土砂の場合にあつては、それを証する土砂等売渡・譲渡証明書(別記第16号様式)
- (25) その他町長が必要と認める書類及び図面



別紙

特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬入計画等					備考
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	
			～	～		

別記第 20 号様式（第 9 条関係）

指令第 号

事業者住所

氏名

施行者住所

氏名

土地所有者住所

氏名

（法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業（一時堆積特定事業）許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のあつた特定事業（一時堆積特定事業）について、下  
記のとおり（許可した・不許可とした）ので通知します。

年 月 日

神崎町長



記

1 許可

(1) 特定事業の目的

(2) 特定事業区域（特定事業場）の位置及び面積

(3) 許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 許可の条件

2 不許可

理由

※この通知書に記載されている内容に不服がある場合、この決定通知を受け取った翌日か  
ら 3 箇月以内に神崎町長に対し審査請求をすることができます。

別記第 21 号様式 (第 11 条関係)

特定事業(一時堆積特定事業)変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号 で許可を受けた事項について変更したいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変更の理由		

別記第 22 号様式 (第 11 条関係)

指令第 号

事業 者 住 所

氏 名

施 行 者 住 所

氏 名

土地所有者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業(一時堆積特定事業)変更許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のあつた特定事業(一時堆積特定事業)の変更について、下記のとおり(許可した・不許可とした)ので通知します。

年 月 日

神崎町長



記

1 許可

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
許 可 の 条 件		

2 不許可

理由

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に町長  
に対して、審査請求をすることができます。

別記第 23 号様式(第 12 条関係)

特定事業開始届

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業を開始したので、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 許可の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 位 置：
開始年月日	年 月 日
土砂等の搬入届の提出年月日	年 月 日

別記第 24 号様式(第 14 条関係)

120cm以上

特定事業に関する標識	
特定事業の許可	年 月 日 指令第 号
特定事業の目的	
特定事業区域の位置	
事業者	住所 氏名(名称) 連絡先
施行者	住所 氏名(名称) 連絡先
土地所有者	住所 氏名(名称) 連絡先
特定事業の許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	特定事業に供する区域の見取図
土砂等の区分及び搬入 予定量(一時堆積特定 事業の場合は、土砂等 の年間の搬入量及び搬 出予定量)	
現場責任者の氏名及び職名	

90  
cm  
以上

50  
cm  
以上

別記第 25 号様式(第 15 条関係)

土砂等搬入届

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号 で許可を受けた特定事業について、  
残土等を搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所：

発生元事業者名：

電話番号：

- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等  
の発生場所の現場写真・・・別添のとおり

- 3 土砂等の発生場所の工事名等

- 4 土砂等の搬入予定量  $m^3$  うち今回の搬入量  $m^3$

- 5 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 6 土砂等の運搬事業者名(全て記載のこと。)

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

- 7 特定事業の許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記第 26 号様式(第 15 条関係)

公共特定事業土砂等発生元証明書

事業年度	年度	事業名										
工事名												
工事箇所												
工期(予定)	年 月	～	年 月									
<p>建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)          ※当該□欄にレを記入</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>第1種建設発生土 (砂、礫<sup>れき</sup>及びこれらに準ずるものをいう。)</td> <td>工作物の埋め戻し材料 土木構築物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)</td> <td>土木構築物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう。)</td> <td>土木構築物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て材料</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/>	第1種建設発生土 (砂、礫 <sup>れき</sup> 及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構築物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料	<input type="checkbox"/>	第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構築物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料	<input type="checkbox"/>	第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構築物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て材料
<input type="checkbox"/>	第1種建設発生土 (砂、礫 <sup>れき</sup> 及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構築物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料										
<input type="checkbox"/>	第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構築物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料										
<input type="checkbox"/>	第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構築物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て材料										
<p>当該工事箇所から発生する土砂等は、上記のとおりであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">公共工事発注者 _____ (印)</p>												



土 砂 等 管 理 台 帳 ( 年 月分)

事 業 者 名		特定事業許可番号	指令第 号
		許可の期間	年 月 日～年 月 日
特定事業区域の位置	ほか 筆	使用される土砂等の量 ※一時堆積特定事業は 年間の搬入・搬出量	m <sup>3</sup> 年間の搬入予定量 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup> 年間の搬出予定量 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup>
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>		
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

発生元事業者 名及び住所		工事施行場所		工事現場責任 者氏名	
土砂等の発生 場所の工事名		搬入土砂等の 区分		工事施行期間	年 月 日～年 月 日
土砂等搬入契 約量	m <sup>3</sup>	土砂等搬入期 間	年 月 日～年 月 日	土砂等運搬契 約者名	

日付	搬入量 (m <sup>3</sup> )	発生場所から特定事業区域への運搬手段 (該当項目全てに○印を記入)			特定事業区域外への搬出 ※一時堆積特定事業のみ記入				摘 要
		陸 上 輸 送	海 上 輸 送		搬出先	搬出先	搬出先	合 計	
		発生場 所から の直送	一時堆積特定 事業場 ( ) を經由	積込地( ) ↓ 積卸地( ) 海上輸送後は陸上輸 送となる。	( )	( )	( )	( )	
前月まで の累計								残( )	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計(残)								残( )	
累計									

別記第 28 号様式(第 17 条関係)

特定事業状況報告書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 特定事業区域の位置	年 月 日		指令第 号		
	許可の期間： 位 置：		年 月 日 ~ 年 月 日		
特定事業に使用される土砂等の量		m <sup>3</sup> (うち今回実施済量 (実施済量		m <sup>3</sup> ) m <sup>3</sup> )	
発生場所・工事名等	搬入予定 量 m <sup>3</sup>	前回累計 量 m <sup>3</sup>	今回報告 量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>	備 考
合 計					



別記第 30 号様式(第 19 条関係)

特定事業地質等検査結果報告書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

地質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位 置：
土砂等及び排水の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析(濃度)結果証明書・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定(濃度)結果証明書・・・別添のとおり	

別記第 31 号様式(第 19 条関係)

項 目	単 位	測定値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38. 1. 2及び38. 2, 38. 1. 2及び38. 3, 38. 1. 2及び38. 5
有機燐	mg/l			不検出	昭和49. 環告第64号付表1
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65. 2. 1
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46. 環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表2及び昭和49. 環告第64号付表3
PCB	mg/l			不検出	日本工業規格 K0093, 昭和46. 環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1, 5. 5
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1, 5. 5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1, 5. 5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1, 5. 5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1, 5. 5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46. 環告第59号付表4
シマジン	mg/l			0.003	昭和46. 環告第59号付表5第1, 第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46. 環告第59号付表5第1, 第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34. 1, 34. 2, 34. 4, 34. 1c)及び昭和46. 環告第59号付表6
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47
銅	mg/l			—	日本工業規格 K0102 52. 2, 52. 3, 52. 4, 52. 5
浮遊物質	mg/l			—	昭和46. 環告第59号付表7
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表9
水素イオン濃度	—			—	日本工業規格 K0102 12. 1
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:				

別記第 32 号様式（第 20 条関係）

特定事業廃止・休止届出

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業を廃止・休止しましたので、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間及び廃止・休止年月日	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止・休止年月日 年 月 日
土砂等の搬入計画及び搬入実績	搬入計画量 : m <sup>3</sup> 搬入実績 : m <sup>3</sup>
特定事業を廃止・休止した特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

別記第 33 号様式（第 20 条関係）

特定事業再開届出書

年 月 日

（宛先）神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施 行 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業を再開したいので、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日	指 令 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日 ~	年 月 日

別記第 34 号様式(第 21 条関係)

特定事業完了報告書

年 月 日

(宛先)神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

特定事業の許可及び特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間及び完了年月日	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了年月日 年 月 日
完了した特定事業に使用した土砂等の搬入実績・・・別紙のとおり	
完了した特定事業区域の求積図・・・別添図面のとおり	
完了した特定事業区域の平面図及び断面図・・・別添図面のとおり	



別記第 35 号様式（第 22 条関係）

特定事業終了届出書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
施 行 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業が許可期限内に完了する見込みがないため、当該特定事業を終了したいので次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定 事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業を終了した場合の特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業を終了しようとする場合の工程・・・・・・別紙のとおり	

別紙

特定事業工程表

土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置の内容又は工法・工種	年																					
	月																					

別記第 36 号様式（第 23 条関係）

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

(宛先) 神崎町長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ①  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業の許可及び特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
譲受けの相手方の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
現場責任者の職名及び氏名	

事業主等が条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
フリガナ 名称及び代表者の氏名		主たる事業所の所在地	
役員			
フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)			
フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	

事業主等が法人である場合

事業主等				
フリガナ 名称及び代表者の氏名		主たる事業所の所在地		
役員				
フリガナ 氏名	生年月日		性別	住所
	役職名・呼称			
			男・女	
			男・女	
			男・女	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株		出資の総額
フリガナ 氏名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の額	住所
			割合	
		男・女		
		男・女		
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)				
フリガナ 氏名	生年月日		性別	住所
	役職名・呼称			
			男・女	
			男・女	

事業主等が個人である場合

事業主等			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
		男・女	
規則第8条に規定する使用人(事業主等に当該使用人がある場合)			
フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

別記第 37 号様式（第 23 条関係）

指令第 号

住 所  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業譲受け許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のあつた特定事業の全部の譲受けについて、下記のとおり(許可した・不許可とした)ので通知します。

年 月 日

神崎町長



記

1 許可

(1) 譲受けの相手方の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 譲受けの相手方の区分(事業者・施行者・土地所有者)

2 不許可

理由

別記第 38 号様式(第 24 条関係)

特定事業継承届

年 月 日

(宛先)神崎町長

届 出 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事業所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可届出事業主等の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可(届出)及び特定事業区域の位置	年 月 日 指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
承継前の事業主等の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承継年月日	年 月 日
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承継の理由	

添付書類

- (1) 相続、合併又は分割の事実を証する書面
- (2) 住民票の写し(届出者等が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)
- (3) 印鑑登録証明書(届出者等が法人である場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書)
- (4) 届出者等が条例第11条第1項第1号オに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員(条例第11条第1項第1号オに規定する役員をいう。)の住民票の写し)



別記第 39 号様式(第 25 条関係)

第 号  
年 月 日

許可事業主等

様

神崎町長



特定事業停止命令書

が 番地で行っている特定事業は、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第26条第1項に違反するので、工事停止を命ずる。

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

別記第 40 号様式(第 26 条関係)

第 号  
年 月 日

許可事業主等

様

神崎町長

特定事業改善勧告書

が 番地で行っている特定事業は、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第26条第2項の規定に違反しているので、停止するとともに速やかに改善することを勧告します。

記

改善事項

別記第 41 号様式(第 27 条関係)

第 号  
年 月 日

許可事業主等

様

神崎町長

特定事業許可改善命令書

が 番地で行っている特定事業について、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第26条第3項又は第4項の規定に違反しているので、下記のとおり改善することを命ずる。

記

1 改善事項

2 改善期間 年 月 日まで

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

別記第 42 号様式(第 28 条関係)

第 号  
年 月 日

許可事業主等

様

神崎町長

廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令書

年 月 日付け 第 号で許可した特定事業については、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第19条第4項、第20条第3項、第21条第3項又は第27条第2項の規定に違反している。

については、条例第 28 条第の規定により、年 月 日までに特定事業場で使用された土砂等の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執ることを命令する。

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

別記第 43 号様式(第 29 条関係)

第 号  
年 月 日

様

神崎町長

特定事業許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した特定事業については、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第27条第1項の規定により下記のとおり、取消しとなったので通知する。

については、条例第 27 条第 2 項の規定により、年 月 日までに特定事業場を原状に復すよう命令する。

記

理 由

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

別記第 44 号様式(第 31 条関係)

(表)

8.5cm

第 号		
写 真	身 分 証 明 書	
2.5cm	所 属 職 氏 名 生年月日	年 月 日生
3cm	上記の者は、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例第32条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日発行	神崎町長	印

6cm

(裏)

神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例  
(平成31年神崎町条例第16号)(抜粋)

(立入検査)

第32条 町長は、この条例に必要な限度において、当該職員に、事業主等の現場事務所、特定事業場その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)  
別記第 2 号様式 (第 3 条関係)  
別記第 3 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 4 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 5 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 6 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 7 号様式 (第 6 条、第 7 条関係)  
別記第 8 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 9 号様式 (第 6 条関係)  
別記第 1 0 号様式 (第 7 条関係)  
別記第 1 1 号様式 (第 7 条、第 2 3 条関係)  
別記第 1 2 号様式 (第 7 条、第 1 5 条、第 1 9 条関係)  
別記第 1 3 号様式 (第 7 条、第 1 5 条、第 1 9 条関係)  
別記第 1 4 号様式 (第 7 条関係)  
別記第 1 5 号様式 (第 7 条、第 1 5 条関係)  
別記第 1 6 号様式 (第 7 条、第 1 5 条関係)  
別記第 1 7 号様式 (第 7 条関係)  
別記第 1 8 号様式 (第 7 条関係)  
別記第 1 9 号様式 (第 7 条関係)  
別記第 2 0 号様式 (第 9 条関係)  
別記第 2 1 号様式 (第 1 1 条関係)  
別記第 2 2 号様式 (第 1 1 条関係)  
別記第 2 3 号様式 (第 1 2 条関係)  
別記第 2 4 号様式 (第 1 4 条関係)  
別記第 2 5 号様式 (第 1 5 条関係)  
別記第 2 6 号様式 (第 1 5 条関係)  
別記第 2 7 号様式 (第 1 6 条関係)

別記第 28 号様式 (第 17 条関係)  
別記第 29 号様式 (第 17 条関係)  
別記第 30 号様式 (第 19 条関係)  
別記第 31 号様式 (第 19 条関係)  
別記第 32 号様式 (第 20 条関係)  
別記第 33 号様式 (第 20 条関係)  
別記第 34 号様式 (第 21 条関係)  
別記第 35 号様式 (第 22 条関係)  
別記第 36 号様式 (第 23 条関係)  
別記第 37 号様式 (第 23 条関係)  
別記第 38 号様式 (第 24 条関係)  
別記第 39 号様式 (第 25 条関係)  
別記第 40 号様式 (第 26 条関係)  
別記第 41 号様式 (第 27 条関係)  
別記第 42 号様式 (第 28 条関係)  
別記第 43 号様式 (第 29 条関係)  
別記第 44 号様式 (第 31 条関係)